

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 顧客とサプライヤーとの連携を図り、さらなる味の再現性を行い付加価値向上に取り組む。
- b. サプライチェーン全体の情報共有・可視化による業務効率化を行う。
- c. 専門人材マッチング。
- d. ISO14001 の考えに従いグリーン化の取組を行う。
- e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

2. 「振興基準」の遵守

サプライヤーとの望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、サプライヤーから協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなどサプライヤーの適正な利益を含むよう、十分に協議します。

② 手形などの支払条件

サプライヤー代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等をサプライヤーの負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とするよう努めます。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、サプライヤーに対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、サプライヤーに取引上一方

的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

- 事業活動を通じて得られた利益やコストダウン等の成果配分を取引先との間で“50/50（フィフティフィフティ）”となるよう分かち合います。
- 取引先には不当・不合理な依頼をせず。取引価格についてはデータ（相場）等に基づき合に依頼・交渉します。
- 約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

2023 年 5 月 12 日

株式会社アイランド食品

代表取締役社長 久保田 健夫

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。